

【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市：4月20日～5月11日分

◎野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市：4月28日～5月11日分

日額算定シート<売上高減少方式>

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。

（※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、「令和元年（平成31年）又は令和2年の4～5月」と比べて「令和3年の4～5月」の飲食部門の売上高は減少していますか。

✓ 確定申告書類や売上台帳等で4月・5月の売上高を御確認ください

はい

→ 計算に用いる年に
チェックを
入れてください

令和元年
 令和2年

いいえ

※記載例では、便宜的に「はい」「いいえ」の両方にチェックを入れています。

申請できません

※中小企業等の場合は「売上高方式」による算定が可能です

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年4月の売上高

① 15,500,000 円

令和元年又は令和2年5月の売上高

② 14,500,000 円

令和元年又は令和2年の
4～5月の売上高計

③ 30,000,000 円

令和3年4月の売上高

④ 8,000,000 円

令和3年5月の売上高

⑤ 8,000,000 円

令和3年の
4～5月の売上高計

⑥ 16,000,000 円

令和元年又は令和2年の
4～5月の売上高計

③ 30,000,000 円

令和3年の
4～5月の売上高計

⑥ 16,000,000 円

令和元年又は令和2年から
令和3年の4～5月の売上高減少

⑦ 14,000,000 円

令和元年又は令和2年から
令和3年の4～5月の売上高減少

⑦ 14,000,000 円

÷ 61 日 × 0.4 =

1日当たり支給額
(千円未満切上げ前)

⑧ 91,804 円

(注)

- ・ ⑧から千円未満を切上げてください。
- ・ 上限は20万円ですので、計算の結果、20万円以上になる場合も「200,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額

92,000 円
【最大20万円】

↓
申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入